

令和元年度 年次総会資料

<式次第>

1. はじめの言葉
2. 塾頭挨拶
3. 議長選出
4. 議題
 - ① 令和元年度事業報告および令和元年度会計報告
 - ② 会計監査報告
 - ③ 令和2年度体制および事業計画ならびに令和2年度予算案
 - ④ 規約及び規約細則について
 - ⑤ その他
5. 連絡事項等
6. 終わりの言葉

配布資料

- | | |
|-----------|-----------------|
| 【P 1～7】 | 令和元年度事業報告 |
| 【P 8】 | 令和元年度会計報告 |
| 【P 9】 | 会計監査報告 |
| 【P 10～12】 | 令和2年度夢甲斐塾体制、事業案 |
| 【P 13】 | 令和2年度度予算案 |
| 【別紙】 | 規約並びに規約細則・慶弔規定 |

令和2年7月7日（火）

夢 甲 斐 塾

◆令和元年度 事業報告書◆

事業期間：令和元年7月1日～令和2年6月30日

1. 総括（夢甲斐塾 塾頭 入倉 要）

令和元年度の夢甲斐塾は、白倉信司塾長体制の4期生となる19期生の入塾、そして18期生の出発に加えて、上甲晃名誉塾長が主催する『国家百年の計の会』への参画を通じて、青年塾との連携を深めた年でありました。一方で3月以降は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、通常の活動は自粛となりました。6月以降、可能なところはZOOM等にてWEB上で意見交換する形となりましたが、誰もが経験したことのない自宅待機等に戸惑い、仕事もままならない中、先行きが見えない不安に襲われる毎日でした。そんな心が乱れやすい時だからこそ、上甲名誉塾長の教えや、白倉塾長の教えを振り返りながら、普段出来ないことに取り組み、自分自身を成長させることに取り組んだ塾生が多かったことと思います。総会を控えた6月中旬でも先行きが不透明ですが、夢甲斐塾の教えを胸に自らをしっかりとって、先を見据えた取り組みをしていきたいと思ひます。

国家百年の計

さて、この事業年度の活動としては「継往開来 ～恥を知り、七転八起～」というテーマで展開した18期生は、22名という人数で活動をスタートし、例年よりも人数が多いということで、出席率が上がらないなど運営に苦労しながらの活動となりましたが、塾生例会を担当するようになると、特色ある例会を企画運営し、18期生のまとまりが強くなっていきました。特に8月の合宿例会は、松下政経塾で開催し、松下幸之助翁の志を学びました。その18期生は令和2年1月26日(日)に一宮甲斐奈神社の神前で出発式を開催しました。



19期生は、令和元年6月23日(日)に乾徳山恵林寺において入塾式を執り行い12名の塾生が入塾しました。その後18期生の出発式を経て、単独での活動が加速するタイミングでコロナ騒動となり、予定していた活動が中止や延期になるなど、さらには会って話をする事が出来ない状況となり、19期生としての活動が止まってしまう、非常に苦しい期間となりました。ZOOM等のリモート会議を駆使して、出来ることから少しずつ再開していくことを期待しています。



新型コロナウイルスの一連の事態をうけて、20期生の入塾を2ヶ月遅らせるなどの対策をとっていますが、人に会って話をする事がままならない中で、大変厳しい運営を強いられています。ただ、決してあきらめることなく、強い思いを持ってやり続け、令和3年9月12日(日)に予定している夢甲斐塾20周年記念式典を見据えながら、今回の特別な状況を乗り越えて、新しい夢甲斐塾の活動を創っていきたいと考えています。

☆夢甲斐塾ホームページ <http://yumekaijyuku.jimdo.com/>



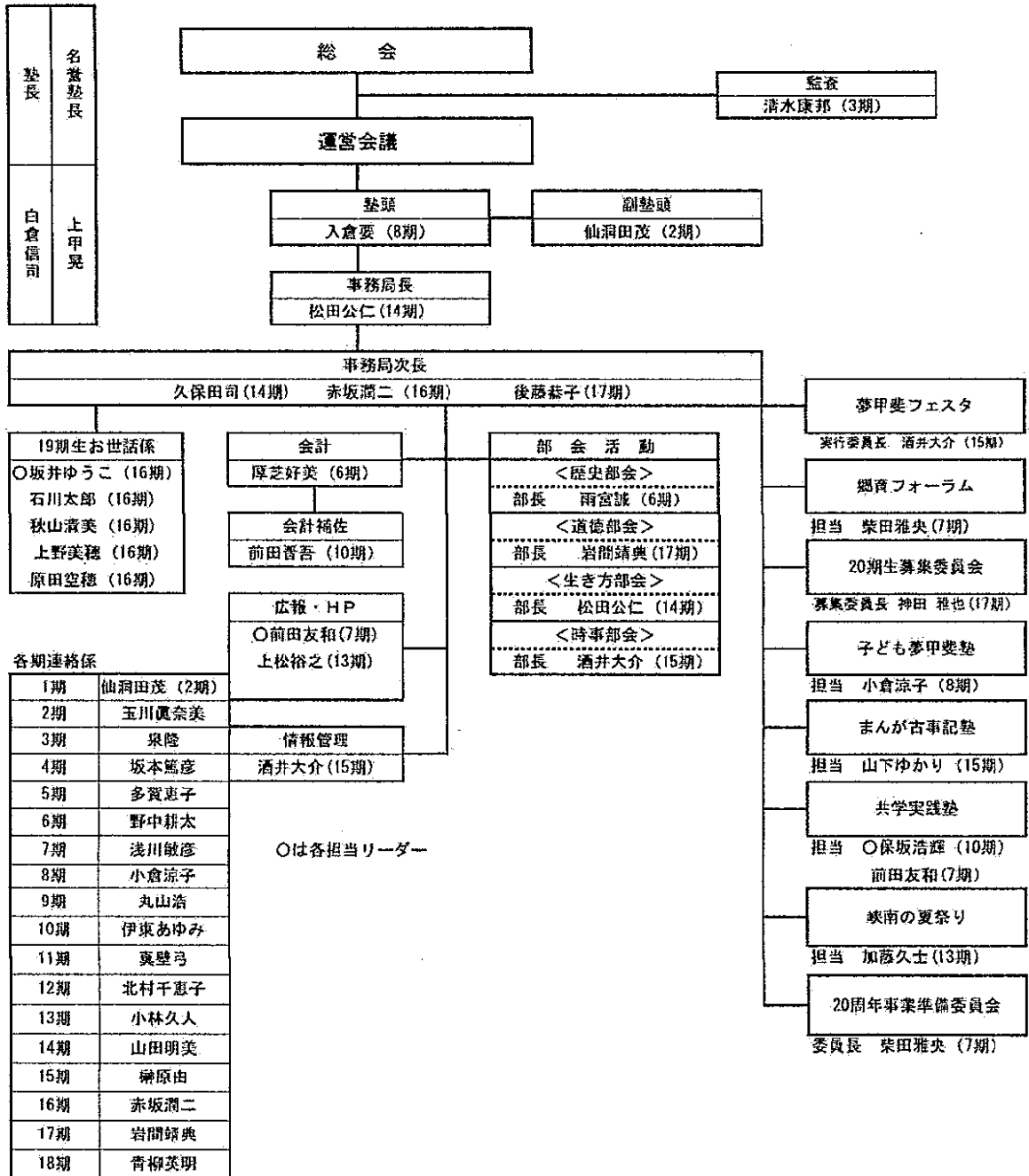
2. 入塾した塾生の推移

期	人数		現役としての活動期間	備考
1期生	20人	男性17人 女性3人	2001/7/1～2002/6/30	故天野建知事（当時）により県の事業として創塾
2期生	20人	男性15人 女性5人	2002/7/1～2003/6/30	県の事業
3期生	27人	男性17人 女性10人	2003/7/1～2004/6/30	県の事業
4期生	22人	男性14人 女性8人	2004/7/1～2005/6/30	塾生による自主運営開始
5期生	21人	男性13人 女性8人	2005/7/1～2006/6/30	
6期生	20人	男性10人 女性10人	2006/7/1～2007/7/31	5周年記念事業開催 地域おこし交流広場（現市民フェスタ） 参画開始
7期生	16人	男性11人 女性5人	2007/8/1～2008/7/31	郷育フォーラム参画開始
8期生	29人	男性19人 女性10人	2008/8/1～2009/7/18	
9期生	32人	男性20人 女性12人	2009/7/18～2010/7/3	
10期生	37人	男性23人 女性14人	2010/7/3～2011/7/18	
11期生	13人	男性8人 女性5人	2011/7/18～2012/7/4	10周年記念事業開催
12期生	25人	男性13人 女性12人	2012/7/4～2013/7/7	夢甲斐フェスタ開始
13期生	15人	男性9人 女性6人	2013/7/7～2014/7/12	
14期生	15人	男性10人 女性5人	2014/7/12～2016/2/6	研修期間を1年半に延長
15期生	24人	男性17人 女性7人	2015/7/12～2017/2/26	上甲晃名誉塾長最後の担当期
16期生	16人	男性9人 女性7人	2016/6/25～2018/1/28	白倉信司塾長体制開始
17期生	5人	男性3人 女性2人	2017/6/25～2019/1/19	
18期生	22人	男性19人 女性3人	2018/7/1～2020/1/26	
19期生	12人	男性8人 女性4人	2019/6/23～	
計	391人	男性255人 女性136人		

3. 組織及び運営について

1) 組織

令和元年度(19期) 夢甲斐塾体制



2) 運営

夢甲斐塾の全体運営については、事務局主催で月1回運営会議を実施し、その中で各議題について検討・決定を行った。なお、新型コロナウイルスの影響で5月と6月は運営会議をZOOMを用いてオンラインで行った。

また、夢甲斐塾全体として塾生例会を月1回、いずれかの期が担当となり、自修自得の精神に則り塾生の企画した研修を行った。ただし、新型コロナウイルスの影響で2月～4月は例会を開催できず、5月はYouTubeを用いて動画を配信するという形で開催した。

18期生 19期生は塾長例会を月1回、温故知新の精神に則り白倉塾長からの講義を受ける研修を行った。ただし、新型コロナウイルスの影響で4月～5月の2ヶ月間は例会を開催できなかった。

18期生は1月26日(日)甲斐奈神社(一宮)にて出発式を行った。

20期生募集委員会は、17期の神田雅也募集委員長を筆頭に17～19期生の3つの期にまたがって20期生の募集へ繋げていくことを目指したが、新型コロナウイルスの影響で3月から募集活動を中断、募集活動から入塾式までを全て3ヶ月後ろ倒しし、6月から募集活動を再開して現在も9月の入塾式へ向けて募集活動を継続している。

3) 会費

塾生は、次の会費を支払い活動に参加している。

18期生、19期生 年会費 10,000円 (入塾金 15,000円より充当)

他の塾生 年会費 10,000円/8,000円/5,000円、寄付 1,000円 (※)

(※) 金額の設定については、夢甲斐塾規約および細則による。

4) 活動報告(次項)

以上

令和元年度全体活動報告（個別活動は除く）

18期のテーマ：『継往開来 ～恥を知り、七転八起～』

19期のテーマ：『矢面に立つ』

	令和元年7月	令和元年8月	令和元年9月	令和元年10月
	2日(火) 運営会議	6日(火) 運営会議	3日(火) 運営会議	1日(火) 運営会議
	21日(日) 7月塾生例会(18期主催) (防災教室・防災レジンビ実践 @差出磯大嶽山神社)	31日(土)~ 1日(日) 合宿例会(松下政経塾)(塾生 例会:18期主催/19期共催@ 湘南)	8日(日) 9月塾生例会(18期主催) (歴史を掘り起こし育み伝えること @南アルプス市ふるさと文化伝承館)	6日(日) 夢甲斐フェスタ in 郷育フォーラム 2019 (塾生例会:15期主催/13期共催) (甲府市総合市民会館)
内容	16日(火) 7月塾長例会上級編	20日(火) 8月塾長例会上級編	17日(火) 8月塾長例会上級編	15日(火) 10月塾長例会上級編
	19日(金) 7月塾長例会上級編	23日(金) 8月塾長例会上級編	20日(金) 8月塾長例会上級編	18日(金) 10月塾長例会上級編
	27日(土) 研修例会(7月塾長例会初級編)	8日(木) 8月塾長例会初級編	10日(火) 9月塾長例会初級編	8日(火) 10月塾長例会初級編
	30日(火) 研修本研修	27日(火) 8月塾長例会初級編	24日(火) 9月塾長例会初級編	23日(火) 10月塾長例会初級編
	12日(金) 平成30年度総会	24日(土) 峡南の夏まつり (有志主催/19期共催)		
	令和元年11月	令和元年12月	令和2年1月	令和2年2月
	5日(火) 運営会議	3日(火) 運営会議	14日(火) 運営会議	4日(火) 運営会議
	10日(日) 11月塾生例会(18期主催) (障がい者スポーツ講習・ポッチャ 体験会@昭和町総合会館)	12日(木) 12月塾生例会(19期主催) (僕も私もミュージシャン @彩の広場)	26日(日) 12月塾生例会(18期主催 /15期、17期、19期共催) @甲斐祭神社(一宮)	
内容	15日(金) 11月塾長例会上級編	17日(火) 11月塾長例会上級編	22日(水) 1月塾長例会中級編	25日(火) 2月塾長例会中級編
	19日(火) 11月塾長例会上級編	20日(金) 12月塾長例会上級編	23日(金) 20期生募集説明会	21日(金) 20期生募集説明会
	26日(火) 11月塾長例会初級編	10日(火) 12月塾長例会初級編		
	27日(水) 市民フェスタ (19期主催/16期、18期共催)	24日(火) クリスマス会 (17期主催/15期有志共催)	2日(木) 道徳部会フィールドワーク (新年一般参賀)	

	令和2年3月	令和2年4月	令和2年5月	令和2年6月
	3日(火) 運営会議	7日(火) 運営会議	12日(火) 運営会議@ZOOM	2日(火) 運営会議@ZOOM
内容	26日(木) 3月塾長例会中級編		30日(土) 5月塾生例会(19期主催) (東日本大震災における大川小学校か らの学び@Youtube)	19日(金) 20期生募集説明会@ZOOM
				23日(火) 6月塾長例会中級編

※上記の活動の他、「部会活動(歴史、道徳、生き方)」を持ち回りで毎月1回、「時事部会」は塾長例会に続く時間帯に、

「まんが古事記塾」は毎月1回、「共学実践塾」は2ヶ月に1回、「こども夢甲斐塾」は毎月2回実施しました。

なお、新型コロナウイルスの影響により2月以降は一時的にお休みするなど、それぞれ変則的な日程での開催になりました。

- 部会活動・・・「歴史」「道徳」「宗教(生き方)」「時事」の4つの部会において夢甲斐塾生の枠を越えて自主的に学んでいきます。
- まんが古事記塾・・・夢甲斐塾生の枠を超えて、日本の心を学ぶために白倉塾長が講師を務めて毎月1回「古事記の勉強会」を開催します。
- 共学実践塾・・・夢甲斐塾生の枠を超えて、課題図書を設定して社会の状況を書籍から読み解く『共学実践塾』を開催します。
- こども夢甲斐塾・・・家族と共に活動できる場の一つとして、塾生及び塾生の子ども、塾生以外の親子を対象に、白倉塾長が講師を務めて毎週1回「親子で学ぶ素読塾」を開催します。

夢甲斐塾令和元年度決算

(2019. 7. 1～2020. 6. 30)

収入の部

項目	今年度予算額	決算額	増減	備考
繰越金	258,670	258,670	0	
塾生(1～18期)会費収入	480,000	291,000	-189,000	内訳@10,000×22名、@8,000×2名、@5,000×11名
塾生(18期)半期会費収入	110,000	110,000		18期生会費預り金
塾生(19期)会費収入	180,000	180,000	0	@15,000×12名
利息	0	0		
雑収入	0	0		
合計	1,028,670	839,670	-189,000	

支出の部

項目	今年度予算額	決算額	増減	備考
宿泊交通費	50,000	15,000	-35,000	交通費、塾長
会場費	50,000	9,000	-41,000	運営会議(花水木)@1,000×9回
会場費(会議費)	15,000	4,400	-10,600	ZOOM 使用料
教材費	80,000	61,272	-18,728	
募集活動費	50,000	4,195	-45,805	広告費、会場費、雑費等
資料作成費(印刷費)	100,000	120,335	20,335	
備品消耗品費	15,000	7,108	-7,892	事務用品、他
夢甲斐フェスタ	0	0	0	
周年事業積立金	100,000	100,000	0	※積立金総額 200,000 円(18期終了時点)
慶弔費	20,000		-20,000	
飲食費	10,000		-10,000	塾長・来賓等懇親会費用等
通信費	50,000	41,278	-8,722	郵便代
各部会活動費	30,000	27,000	-3,000	会場費、印刷費
謝礼費	40,000	20,000	-20,000	恵林寺
出発式経費	0	0	0	
雑費	20,000	2,320	-17,680	
予備費	338,670		-338,670	
小計	968,670	411,908	-556,762	
19期生会費預り金	60,000	60,000	0	令和 ² 年度会費預り金(半期分) ※次期繰越
次期繰越金		367,762	367,762	
合計	1,028,670	839,670	-189,000	

会 計 監 査 報 告

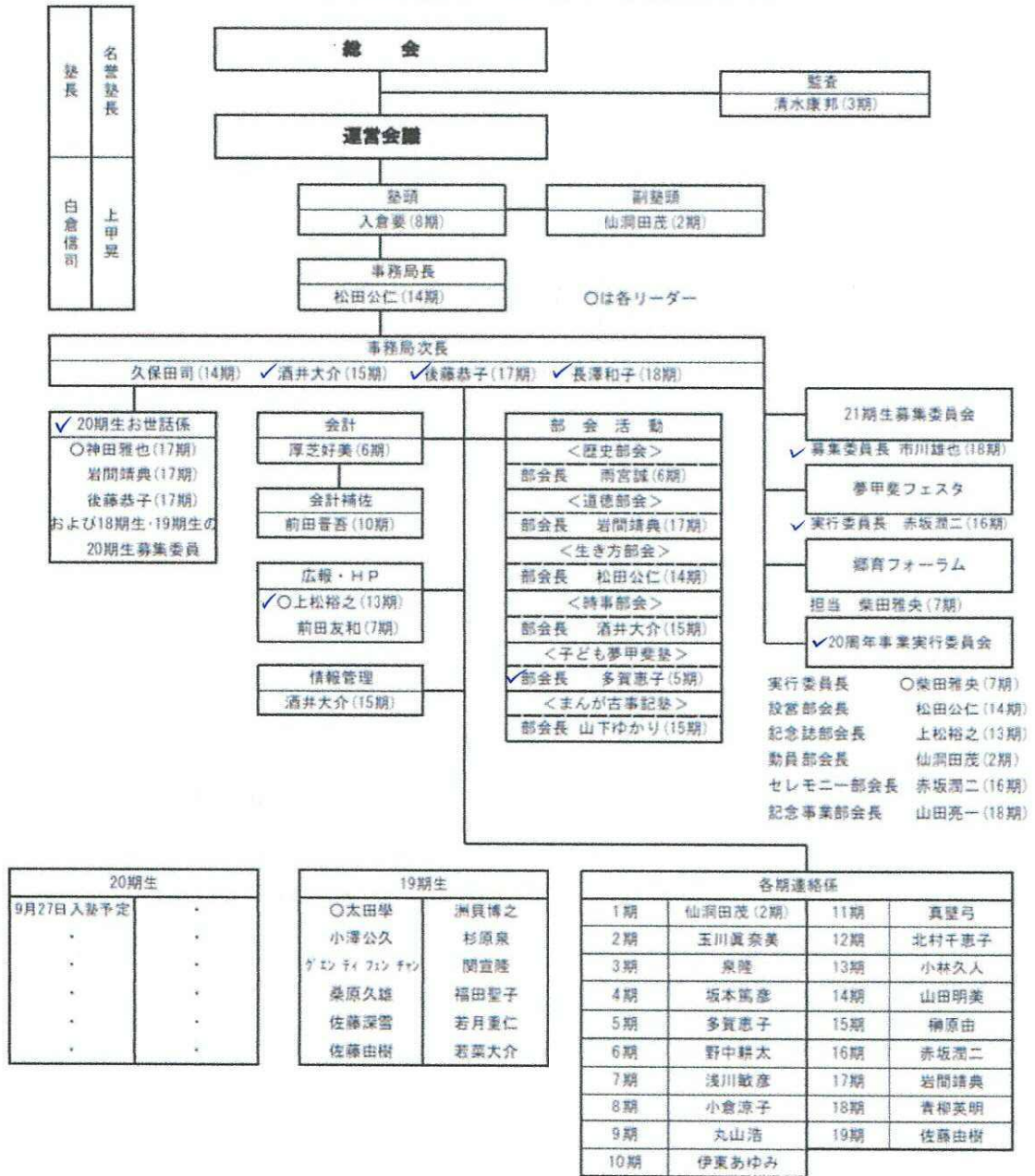
夢甲斐塾第19期（自令和元年7月1日至令和2年6月30日）の決算報告について会計帳簿、証拠書類及び預金通帳を監査した結果、いずれも適正に処理されていることを認め、ここに報告します。

令和2年7月3日

夢甲斐塾監査

清水 康邦

令和2年度(20期)夢甲斐整体制



令和2年度全体活動計画 (個別活動は除く)

19期のテーマ:『矢面に立つ』

20期のテーマ:未定

	令和2年7月	令和2年8月	令和2年9月	令和2年10月
	7日(火) 運営会議 令和元年度通常総会	4日(火) 運営会議	1日(火) 運営会議	6日(火) 運営会議
内容	日() 7月塾生例会(19期主催)	日() 8月塾生例会(19期主催)	13日(日) 15日(火) 20期生入塾オリエンテーション	18日(日) 夢甲斐フェスタ in 郷育フォーラム 2020 (塾生例会:16期主催 /16期お世話係、17期、18期、19期、 20期共催)(甲府市総合市民会館)
	21日(火) 7月塾長例会上級編	日() 8月塾長例会上級編	日() 9月塾長例会上級編	日() 10月塾長例会上級編
	14日(火) 20期生募集説明会	日() 20期生募集説明会	27日(日) 20期生入塾式(塾生例会:20 期生募集委員会主催/14期、 18期、19期、事務局共催) (乾徳山 恵林寺)	日() 10月塾長例会初級編
	令和2年11月	令和2年12月	令和3年1月	令和3年2月
	4日(水) 運営会議	1日(火) 運営会議	12日(火) 運営会議	4日(火) 運営会議
内容	日() 11月塾生例会(19期主催/20期共 催)	25日(金) ~26日(土) クリスマス会合宿例会(12月塾生 例会)(19期主催/16期、17期、20 期共催)(萌木の村)	日() 1月塾生例会(20期主催/17 期、19期共催)	日() 19期生出発式 (塾生例会:19期主催 /16期、20期共催)
	日() 11月塾長例会上級編	日() 12月塾長例会上級編	日() 1月塾長例会初級編	日() 2月塾長例会初級編
	日() 11月塾長例会初級編	日() 12月塾長例会初級編		
	令和3年3月	令和3年4月	令和3年5月	令和3年6月
	2日(火) 運営会議	6日(火) 運営会議	11日(火) 運営会議	1日(火) 運営会議
内容	日() 公開例会(塾生例会:18期主催 /15期、19期、20期、事務局共催)	日() 4月塾生例会(20期主催/17期共 催)	日() 5月塾生例会(20期主催)	日() 21期生入塾オリエンテーション
	日() 3月塾長例会初級編	日() 4月塾長例会中級編	日() 5月塾長例会中級編	日() 6月塾長例会中級編
	日() 21期生募集説明会	日() 21期生募集説明会	日() 21期生募集説明会	日() 20期生入塾式(塾生例会:21期生募集委 員会主催/15期、19期、20期、事務局共 催)

※塾生例会、塾長例会ともに全ての夢甲斐塾生が参加することができます。
 塾長例会初級編は塾長の研修を1から学ぶ塾生向けの講義です。
 塾長例会中級編は塾長の研修を半年間、塾長例会上級編は塾長の研修を1年以上受けた塾生向けの講義です。

※前述の活動の他、「部会活動（歴史、道徳、生き方）」を持ち回りで毎月1回、「時事部会」と「まんが古事記塾」は毎月1回、「こども夢甲斐塾」は毎週1回実施します。

- 部会活動・・・「歴史」「道徳」「宗教（生き方）」「時事」の4つの部会において夢甲斐塾生の枠を越えて自主的に学んでいきます。
- まんが古事記塾・・・夢甲斐塾生の枠を超えて、日本の心を学ぶために白倉塾長が講師を務めて毎月1回「古事記の勉強会」を開催します。
- こども夢甲斐塾・・・家族と共に活動できる場の一つとして、塾生及び塾生の子ども、塾生以外の親子を対象に、白倉塾長が講師を務めて毎週1回「親子で学ぶ素読塾」を開催します。

夢甲斐塾令和2年度 予算 (案)
2020.7.1 ~ 2021.6.30

収入の部

項目	前年度実績額	今年度予算額	増減	備考
繰越金	258,670	367,762	109,092	
塾生(1~19期)会費収入	291,000	400,000	109,000	40名×10,000円
塾生(19期)半期会費収入	110,000	60,000	-50,000	
塾生(20期)会費収入	180,000	150,000	-30,000	@15,000×10名
利息	0	0		
雑収入	0	0		
合計	839,670	977,762	138,092	

支出の部

項目	前年度実績額	今年度予算額	増減	備考
宿泊交通費	15,000	50,000	35,000	交通費、塾長
会場費	9,000	50,000	41,000	運営会議、公開例会、総会等
会場費(会議費)	4,400	15,000	10,600	ZOOM 使用料
教材費	61,272	65,000	3,728	
募集活動費	4,195	40,000	35,805	広告費、会場費、雑費等
資料作成費(印刷費)	120,335	130,000	9,665	
備品消耗品費	7,108	10,000	2,892	事務用品、他
夢甲斐フェスタ	0	70,000	70,000	
周年事業積立金	100,000	100,000	0	※積立金総額 300,000 円(19期終了時点)
慶弔費		20,000	20,000	
通信費	41,278	70,000	28,722	郵便代
各部会活動費	27,000	30,000	3,000	会場費、印刷費
謝礼費	20,000	40,000	20,000	恵林寺、入塾式
20周年実行委員会活動費	0	50,000	50,000	
雑費	2,320	10,000	7,680	
予備費		177,762	177,762	
小計	411,908	927,762	515,854	
²⁰ / ₁₉ 期生会費預り金	60,000	50,000	-10,000	令和 ³ / ₂ 年度会費預り金(半期分) ※次期繰越
次期繰越金	367,762		-367,762	
合計	839,670	977,762	138,092	

夢 甲 斐 塾 規 約

(名称)

第1条 この会は、夢甲斐塾（以下「塾」という）と称する。

(理念)

第2条 志高き出る杭となる。

(目的)

第3条 塾は、新しい時代の新しい山梨および日本を創造するために、①ふるさと山梨、祖国日本を愛し、高い志と強い覚悟を持った「出る杭」を育てること（人間力育成）
②必要時に連携・協働しうる同じ志、共通のテーマを持って活動する仲間のネットワークを構築すること（仲間力構築）を目的とする。

(塾の構成)

第4条 この塾は、下記により構成される。

(1) 塾長

(2) 塾生

2 塾生の中から事務局を構成する。

(活動)

第5条 塾は、その理念を達成するために、次の活動を行う。

(1) 塾の運営

(2) 最新年度に入塾した塾生は理念の下、1年6ヶ月の研修活動

(3) 長期活動テーマを設定し、その実現のための活動

(4) 同じ志、共通のテーマを持って活動する仲間のネットワークを構築するための活動

(5) 地域を知り、地域を愛するための活動

(6) 塾の活動を広め、仲間を増やすための活動

(7) その他の活動

(塾長)

第6条 塾には、塾生を指導育成する塾長を置く。

2 塾長は、次のものとする。

白倉信司

(塾生)

第7条 塾生は、年会費を納める。

2 塾生は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 「志」(人の為に何かできる心)を持っている人

(2) 山梨および日本をもっと良くしたいと思っている人

(3) 特色ある地域づくりをしたい人

(4) 何かで日本一になりたい人

(5) 夢を実現したい人

(6) 自分を磨きたい人

3 塾生は、総会の議決権を有する。

(入塾及び退塾)

第8条 入塾を希望する者は、事務局が指定する方法に従い、入塾の諸手続きを完了しなければならない。

2 退塾をしようとする者は、塾頭に退塾願を提出し、塾長及び塾頭の承認を得た上で、退塾できるものとする。

3 退塾を認められた者に対し、既に納入済みの会費等については、返金しないものとする。

(会費及び会計)

第9条 年会費の金額については、事務局が提案し、総会にて決するものとする。

2 塾の会計年度は、事業年度と同じ期間とする。

3 塾運営のための予算は、事務局が提案し、総会にて決するものとする。

4 予算の執行については、会計が中心となり事務局で諮っていくこととする。

5 臨時の場合、塾頭、副塾頭、及び事務局長が塾会計の中から臨機の措置をすることができる。ただし、事務局会議での承認を要することとする。

(事務局の構成)

第10条 事務局に、次の役職を置く。

- (1) 塾頭 1名
- (2) 副塾頭 1名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 監査 1名

2 塾運営に必要な役職は別に事務局で定めるものとする。

(事務局の職務)

第11条 塾頭は、塾生を代表し、塾を統括する。

- 2 副塾頭は、塾頭を補佐し、塾頭に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 事務局長は、事務を統括する。
- 4 会計は、塾の会計を担当する。
- 5 監査は、塾の会計の監査をする。
- 6 会計及び監査は総会において、収支報告並びに監査報告を行う。

(事務局員の選任と任期)

第12条 事務局員については総会において選任する。

- 2 事務局の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 補欠による事務局の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(総会)

第13条 総会は、第5条に定める塾の活動についての基本的な事項を決定する。

- 2 総会は、塾頭がこれを招集する。
- 3 その招集については、事務局がその任を負う。
- 4 塾頭は、年1回定例総会を招集するほか、必要と認めるときは、臨時総会を招集することができる。
- 5 総会の議長は、その総会において、出席した塾生のうちから選任する。
- 6 総会の議事は出席した塾生の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(事業計画及び事業年度)

第14条 事務局は、事業年度ごとに事業計画を作成し、総会に提出しなければならない。

- 2 事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。
- 3 複数年度にわたる事業などに関しては、第2項によるものではない。

(規約の改廃)

第15条 この規約の改廃は、第13条第6項の規定にかかわらず、総会において出席した塾生の3分の2以上の賛成をもって決する。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか必要な事項については、事務局が定める。

附則

上甲晃塾長については名誉塾長とする。

名誉塾長の選抜によりシニアアドバイザーを設ける。

塾生は、会費の他に会議運営費を納入する。

この規約は、平成24年9月16日から施行する。

この規約は、平成27年7月15日から施行する。

この規約は、平成28年3月24日から施行する。

この規約は、平成28年7月14日から施行する。

この規約は、平成29年7月7日から施行する。

規約細則の変更について

変更理由

①規約細則は、各条に暦年での規定があり、それを実状に合わせ変更する必要があるため。

②規約第1条第1項に規定されている会費について、入塾生の年会費の取扱い変更に伴い適切な内容に変更する。

変更条	変更前	変更後
第1条1	令和元年度の年会費は10,000円とする。	令和2年度の年会費は10,000円とする。
同上	なお、令和元年度入塾生(19期生)は、入塾時に徴収する入塾金(15,000円)から10,000円を充当する。また、入塾金のうち5,000円については、令和2年度年会費(半期分)に充当させることとする。	なお、令和2年度入塾生(20期生)は、入塾時に徴収する入塾金(15,000円)から10,000円を充当する。また、入塾金のうち5,000円については、令和3年度年会費(半期分)に充当させることとする。
第1条5	～納付期限は令和2年5月末日～	～納付期限は令和3年5月末日～

夢甲斐塾規約細則

第1条（会費等） 会費等について、次のように定める。

1. 令和2年度の年会費は10,000円とする。

なお、令和2年度入塾生（20期生）は、入塾時に徴収する入塾金（15,000円）から10,000円を充当する。また、入塾金のうち5,000円については、令和3年度年会費（半期分）に充当させることとする。

2. 本人の申し出により事務局会議の承認を経た者は、年会費8,000円とする。例えば、学生、家計を一にする親族（1親等）の二人目など。

3. 年間協力費は5,000円とする。

4. 納入方法は、次のとおりとする。

①現金での直接支払

例会時もしくは事務局において会計担当者に現金にて支払い。

②口座振込 ア) ゆうちょ銀行（ゆうちょ銀行の口座・ATMから振込の場合）

【記号】10870 【番号】16725441 普通 ユメカイジユク

イ) ゆうちょ銀行（他金融機関からの振込の場合）

【店名】〇八八（読み ゼロハチハチ）

【店番】088 【預金種目】普通 【口座番号】1672544

③振替用紙での支払

ゆうちょ銀行ATMにて、事務局で用意した振替専用用紙にて支払い。

5. 会費の納付期限は令和3年5月末日を期限とする。

6. 上記以外に必要な応じて、一口1,000円の寄付金を願います。

慶弔見舞金規定

第1条 この規程は、夢甲斐塾（以下「塾」とする）の慶弔見舞金について定めたものである。

第2条 この規定は、夢甲斐塾生（以下「塾生」とする）に対し適用することとする。

- 2 塾関係者のうち、特に事務局において対応等が必要と認められる者に対する慶弔見舞金の対応は、前項の限りではない。その場合、塾生に対する慶弔見舞金の規定に準じた対応とする。

第3条 慶弔見舞金の種類は、次のとおりとする。

- ①傷病見舞金
- ②災害見舞金
- ③死亡弔慰金
- ④叙勲・褒賞等祝金

- 2 前項に掲げるもの以外の慶弔見舞金のうち、慶事の祝金等については、夢甲斐塾生各自の対応とし、塾としての対応は行わないものとする。

第4条 傷病見舞金について、塾生が塾の活動中に生じた傷病について以下のとおり支給することとする。

- ①手術・入院を伴う傷病の場合 10,000円を上限とする
- ②通院治療の傷病の場合 5,000円を上限とする

- 2 塾関係者に対しては、塾の活動中に限らないこととする。

第5条 災害見舞金について、塾生の住居等が風水害の被害に遭い、損害を被った場合について以下のとおり支給することとする。

- ①全壊・全焼等の場合 30,000円を上限とする
- ②半壊・半焼等の場合 20,000円を上限とする
- ③一部損壊・損失の場合 15,000円を上限とする

- 2 同一住居等に複数名の塾生が関係している場合、その中の1名に対し支給することとする。

第6条 死亡弔慰金について、塾生本人の死亡の場合について、その遺族に対し以下のとおり支給することとする。

- ①香典・玉串料等として 10,000円を上限とする

②弔電 5,000円を上限とする

③花輪・果物籠等 30,000円を上限とする

- 2 前項②③については、必ずしも支給をするものではない。
- 3 塾関係者に対しては、第1項①②③について、事務局において協議の上、支給等を行うこととする。
- 4 式典等への参列について、事務局において協議の上、対応することとする。

第7条 叙勲・褒賞等祝金について、塾生が叙勲・褒賞等に列せられた場合について、以下のとおり支給することとする。

①叙勲の場合 30,000円を上限とする

②褒賞の場合 30,000円を上限とする

③その他慶事となる場合 20,000円を上限とする

- 2 塾関係者が叙勲・褒賞等に列せられた場合、以下のとおり支給することとする。

①叙勲の場合 50,000円を上限とする

②褒賞の場合 50,000円を上限とする

③その他慶事となる場合 30,000円を上限とする

- 3 叙勲・褒賞等祝金について、祝金に加えてあるいは祝金に代えて記念の品を贈ることも可能とする。

第8条 支給金については、塾の本会計より支出し、支給に伴う諸経費も合わせて支出することとする。

- 2 支給金額は、各項目に定められた上限金額内で、事務局が決定する。
- 3 支給の諸手続きについて、事務局長が対応する。
- 4 支給に対する返礼等について、受け取らないこととする。

第9条 その他、本規定に定めのない事項については、事務局において協議し決定することとする。

附則

この規定は、平成29年7月1日から施行する。